

主 文

A公共職業安定所長が○年○月○日付けで再審査請求人に対してした雇用保険の被保険者となったことの資格取得確認請求却下処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、雇用保険法（以下「法」という。）第8条に基づき、B所在の会社Cを事業者として、雇用保険の被保険者となったことの確認請求をCの所在地を管轄するD公共職業安定所長（以下「D所長」という。）に対して行った。
- 2 D所長は、○年○月○日、法第9条に基づき、○年○月○日付けで、請求人のCに係る雇用保険の被保険者資格取得の確認処分を行った。
- 3 労働局は、○年○月末頃、請求人の就労場所である会社Eが保有する倉庫に、会社Fを含め、労働者派遣法及び職業安定法違反の疑いがあるとして調査に入った。また、労働局は、同年○月○日付けでCに対し、同年○月○日付けでFに対し、同月○日付けでEに対し、それぞれ労働者派遣法及び職業安定法違反で是正指導を行った。
- 4 Cは、前記2記載の被保険者資格取得の確認処分を不服として、○年○月○日、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は同年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をした。

Cは、同決定を不服として、当審査会に対し再審査請求をしたが、当審査会は○年○月○日付けでこれを棄却する旨の裁決（平成28年雇第5号）をした。

Cは、上記資格取得確認処分に対し取消訴訟を提起しなかったことから、当該処分は確定した。
- 5 請求人は、Cを被告として地位確認等請求訴訟を提起したが、○地裁の○年○月○日付け判決（○年（○）第○号）、同控訴審の○高裁の○年○月○日付け判決（○年（○）第○号）、同上告審の最高裁第三小法廷の○年○月○日付け上告棄却

及び上告不受理決定（○年（○）第○号及び○年（○）第○号）を経て、請求人とCとの間に、雇用関係がないこと等が確定した。

6 そこで、D所長は、○年○月○日、職権により○年○月○日付けで請求人のCに係る雇用保険の被保険者資格喪失の確認処分をした。

7 請求人は、○年○月○日、上記6の処分に対し審査請求をするとともに、Fを事業者としてA公共職業安定所長（以下「A所長」という。）に対し、Eを事業者としてG公共職業安定所長（以下「G所長」という。）に対し、法第8条に基づき、それぞれ○年○月○日又は○年○月○日を資格取得日とする雇用保険の被保険者資格取得の確認請求をした。

8 A所長は○年○月○日付けで、G所長は同年○月○日付けで、請求人の上記各被保険者資格取得の確認請求を却下する旨の各処分（なお、この各処分のうち、F関係の処分を「本件処分」という。）をした。

9 請求人は、本件処分を不服として、○年○月○日、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

A所長が、○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

1 前提事実

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、前記第3の1（略）のとおり、Fとの間において雇用関係が成立していると主張するところ、請求人が法第4条第1項所定の労働者であると認め

られるかが問題となる。

- (2) 法第4条第1項所定の労働者であるというためには、事業主との間に雇用関係が存在することが必要であるが、行政実務上、民法第623条による雇用契約が締結されている場合にとどまらず、事業主の支配を受けて、その規律の下に労働を提供し、その提供した労働の対償として事業主から賃金、給料その他これらに準ずるものの支払を受けている関係がある場合も、上記労働者に該当すると解すべきであるという取扱いをしている。

上記行政実務上の取扱いは、雇用関係の存在について、労務提供の従属性と報酬の労務対償性という観点から、総合的、実体的に法の保護を及ぼすべきか否かを判断する趣旨であると解され、当審査会としても、これを妥当なものと判断する。

- そして、労働者性の判断基準としての上記労務提供の従属性については、業務遂行上の指揮監督の有無を、また、上記報酬の労務対償性については、報酬の性格を、それぞれ特に重要な要素とし、その他諸般の事情を総合考慮した上で、請求人とFとの間に雇用関係の実態があるか否かを検討することが相当である。
- (3) 請求人が本件倉庫での業務に就労するに至った経緯について

請求人は、○年○月頃から、Cの下請業者として、軽貨物運送業を営んでいたが、Cの取引先であるFの代表者であるHから、本件倉庫での内勤の業務(以下「本件倉庫業務」という。)に従事しないかと声を掛けられ、○年○月○日頃から、上記軽貨物運送業に加えて、本件倉庫業務に従事した。(公開審理における請求人の陳述)

Eは、○年○月頃から、本件倉庫で、元請物流会社の配送拠点として医療機器やコンピューターの部品を管理する業務を開始し、日中の業務は自社が数名の従業員を使用して行い、夜間(午後○時から翌日○時まで)の業務は一括してFに請け負わせた。

- (4) 請求人の業務内容及び指揮監督関係

ア 請求人の業務は、倉庫内のピッキング作業、配送業者にパーツを渡す作業、配送完了されたパーツに関するデータ入力作業、配送業者を倉庫に入れてパーツの置場所まで案内する作業及び回収品を引き取る作業であった。

イ 請求人は、午後○時に本件倉庫に出勤し、Eの従業員から引継ぎを受け、翌日午前○時まで上記業務に1人で従事していた。休日の定めはなかった。請

求人は、ピッキング作業について、元請物流会社のコールセンターからいつ電話がかかってくるかわからなかったため、賃金計算上は○時間の休憩があるようになっていたが、本件倉庫から出ることはできなかった。

ウ 本件倉庫には、Fの指示を受けてEが設置したタイムカードがあり、Fの指示により請求人は出退勤をタイムカードに打刻し、請求人のタイムカードはFが管理していた。

エ パソコンの使用方法、機械の操作方法についてはEの作成したマニュアルがあり、本件倉庫業務については、Fへの派遣労働者であるIがO J Tで指導し、その指導、手順に従って作業を遂行した。（公開審理における請求人の陳述）

(5) 報酬の労務対象性

Fは、本件倉庫業務について、請求人に対し、時間給として、Fと請求人との間で合意された1時間当たり○円の割合で、タイムカードに基づき時間計算された金額をCを通じて支払った。

(6) 以上の事情を総合すると、本件倉庫業務について、請求人はFから時間的場所的拘束を受け、業務遂行上の指揮監督を受けて、一定時間労務を提供したことについての対価として報酬を受けており、請求人はFの労働者であると考えることが妥当であるから、当審査会としては、請求人とFとの間に雇用関係の実態があったと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるから、本件処分は失当であって、取消しを免れない。よって、主文のとおり裁決する。